その他の動物衛生関係の章の改正案(2)

「鼻疽菌感染症(鼻疽)」の章の改正案について

(OIEコードにおける当該章の位置) 第Ⅱ巻 国際貿易上重要なOIEリスト疾病その 他の疾病に適用される勧告 第12部 馬疾病 第12.10章 鼻疽菌感染症(鼻疽)

S

構 成 (全面見直し)

第1条 一般条項

第2条 鼻疽清浄国または地域

第3条 清浄性の復帰

第4条 鼻疽清浄国<u>または地域</u>からのウマ科動物の輸入に際しての勧告

第5条 鼻疽菌に汚染していると考えられる国または地域からのウマ科動物の輸入に際しての勧告

第6条 ウマ科動物の精液の輸入に際しての勧告

第7条 ウマ科動物の生体由来受精卵の輸入に際して の勧告

第8条 サーベイランス

改正案のポイント

- OIEコードの他の疾病に関する章の構成を踏襲
- 鼻疽を「鼻疽菌のウマ科動物への感染」と定義
- 〇 衛生状態に関しては国に加え、「地域」を導入
- 〇 清浄性復帰の条件を明記
- 〇 精液および生体由来受精卵の輸入条件を追記
- 鼻疽に関する清浄性を確認するためのサーベイランスの要点を明記(現行コードではサーベイランスの一般規定への言及のみ)

11

資料6

その他の動物衛生関係の章の改正案(3)

「有鉤条虫感染症」の新規章(第2次 案)について

(OIEコードにおける当該章の位置)

第Ⅱ巻 国際貿易上重要なOIEリスト疾病その 他の疾病に適用される勧告

(第8部 多宿主疾病?) 新規章 有鉤条虫感染症